

令和8年5月11日

納入通知書の誤送付による個人情報の漏洩について

生活保護法に基づく納入通知書等を送付した際、封入書類の誤りによる個人情報の漏洩がありました。詳細は下記のとおりです。

記

1 概要

既に支給した生活保護費に返還の必要が生じたため、4月24日に生活保護受給者へ生活保護法に基づく納入通知書等を送付しましたが、うち1名(市民A)の納入通知書(以下、通知書)が市民Bへ送付した封筒に混入していたことが発覚しました。

通知書には、住所、氏名、返還金額、返還済額、返還金残額、返還の方法及び納期限に関する記載がありました。

2 経過

5月7日 市民Bより自分宛以外の通知書が入っていたと電話がある。

同日 職員2名で市民B宅を訪問、確認したところ1枚は市民Aの通知書であることが発覚。謝罪し市民Aの通知書を回収。

同日 市民Aに対面にて経緯を説明の上、誤送付について謝罪。個人情報市民Bに漏洩したことを説明した。

3 原因

・市民Bの通知書を送る際に、重なって市民Aの通知書が入り込んでしまったが、封入誤りを見落として発送した。

4 再発防止策

- ・送付者リストを作成し、対象者を照合した上で封入する。
- ・通知書の数と封筒の数を一致させてから封詰作業を行う。
- ・2人体制で重なりや不足がないかの確認を徹底する。

担当:生活福祉課 保護第三係
課長 矢内、係長 橋脇
電話 024-572-5467(直通)